

非常用発電設備保守点検業務委託仕様書

1 目的

本業務は、電気設備について専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 委託対象場所及び設備

- (1) 川越地区消防局・川越北消防署 川越市御成町1番地1
AP500E-5S (6F141T-GL 400KVA) 2台
- (2) 川越北消防署南古谷分署 川越市大字久下戸3528番地1
TQGP12KA 10KVA 1台
- (3) 川越北消防署川島分署 川島町大字平沼888番地
NP-70R 68KVA 1台
- (4) 川越中央消防署 川越市新宿町2丁目14番地7
E9-AF 75KVA 1台
- (5) 川越中央消防署高階分署 川越市大字砂新田16番地3
TQGP12KA 10KVA 1台
- (6) 川越中央消防署大東分署 川越市南大塚1丁目1番地9
TQGP12KA 10KVA 1台
- (7) 川越西消防署 川越市伊勢原町5丁目3番地
YEGP-110SA 75KVA 1台
- (8) 川越西消防署名細分署 川越市大字鯨井589番地1
E-AF 50KVA 1台

3 委託期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで（3年）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 支払方法

4回払い

令和9年4月（令和8年6月～令和9年3月分）
令和10年4月（令和9年4月～令和10年3月分）
令和11年4月（令和10年4月～令和11年3月分）
令和11年6月（令和11年4月～5月分）

5 提出書類

受注者は、契約後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書

6 点検者

点検等を行う者は、法で定める資格を有する者を責任者とする。

7 委託内容

受注者は、点検技術員を派遣し、消防用設備等・特殊消防用設備等の種類等に応じ、告示又は設備等設置維持計画で定める点検票及び別紙点検表により点検調整等を行う。なお、点検回数については、委託期間内において2回とする。

以下については、保守点検の範囲とする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃。
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整。
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め。
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ①潤滑油、グリス、充填油等
 - ②ランプ類、ヒューズ類
 - ③パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ④精製水

- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷のある部分の補修
- (7) 塗料（タッチペイント）
- (8) その他これらに類する軽微な作業

8 応急措置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに発注者へ報告すること。
- (2) 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立ち入り禁止にする等の危険防止措置を講じると共に、速やかに発注者へ報告すること。
- (3) 受注者は、受託設備に故障等発生の場合は直ちに技術員を派遣し、正常な状態に復すること。

9 受注者の負担の範囲

- (1) 保守点検及び清掃に要する電気、ガス、水道については発注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

10 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越地区消防組合の承諾を得ること。

11 服装

- (1) 業務に従事する者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。
- (2) 業務関係者は、名札又は腕章を付けて業務を実施すること。

12 報告書の提出

受注者は作業を終了したときは、係員立会いのうえ検査を受けるとともに下記の報告書を速やかに提出すること。

- (1) 委託業務実施報告書（発注者指定書式）
- (2) 点検結果報告書及び点検項目ごとの詳細な写真
- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の種類等に応じ、告示又は設備等設置維持計画で定める点検票
- (4) 修理に要する交換部材の内訳及び写真等を添付し、修繕方法を明記した報告書及び修繕見積書
※点検の結果、部品の劣化等により修繕を要すると認められる場合のみ提出

13 障害者等の雇用の促進

受注者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（第5条）」等に基づき、本委託業務の実施に際して、可能な限り障害者が就労する場の提供に努めること。ただし、業務委託の仕様上、障害者の雇用が困難な場合はこの限りでない。

13 その他の事項

- (1) 受注者は、業務を遂行するに当たり建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷の場合は発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (2) 受注者は、点検に際し設備の老朽、軽微な破損及び腐食等による機能障害については、常に使用できるよう調整を行うこと。
- (3) 受注者は、点検業務の実施に当たり、実施の日時、作業手順等発注者と十分打合せの上、その指示に従うこと。
- (4) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
- (5) 業務実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (6) 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。
- (7) この業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による「川越地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、受注者は相手方に対し損害賠償を請求することができるものとし、その額は発注者と受注者とが協議の上定

めるものとする。

- (8) この契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用されるものとする。